

平成28年

11/1 火 ▶ 12/30 金

マイナス時代に

超プラス!

モットモットキャンペーン

期間中、スーパー定期預金(3年もの)を新規で10万円以上お預入れのお客さまに

特別応援金利

スーパー定期預金
(3年もの)

*税引後
0.19921%

年0.25%

モット!

下記のお客さまはさらに
+0.05%金利優遇!

➡ 年0.30%
*税引後 0.23905%

モット
モット!

さらにプレゼント

毎日の手洗いを楽しい習慣に変える!!
キレイキレイギフトセット

新規で30万円以上ご契約いただいた
先着2,000名様限定でプレゼント!



- お取扱期間** 平成28年11月1日[火]～平成28年12月30日[金]
- 商品の種類** スーパー定期預金
- お預入れ期間** 3年(元金または元利金の自動継続)
- お預入れ金額** 新規預入10万円以上(1円単位)
- ご利用いただける方** 個人・個人事業主のお客さま
- 適用金利** 優遇金利: 3年もの年0.25%(税引後0.19921%)
最優遇金利: 3年もの年0.30%(税引後0.23905%)
新規お預入れ時のみ上記金利を適用し、満期後は満期日当日の店頭表示金利を適用します。
- 確認資料** 新規にお預入れの方は本人確認書類が必要です。

【ご留意事項】●新規のお預入れのみのお取扱いとさせていただきます。(現在当金庫にお預入れの定期預金からのお振り替えのみでのお取扱いはできません。)●本商品(スーパー定期預金)と同時契約の各種定期預金は店頭表示金利となります。●平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。※ただし、少額貯蓄非課税制度(マル優)、少額公債非課税制度(マル特)を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。●中途解約の場合には、預入期間に応じた中途解約利率を適用させていただきます。●本商品は預金保険制度の対象商品です。

□苦情処理措置/本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または相談室(9時～17時、電話:0896-58-1300)にお申し出ください。

□紛争解決措置/愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

いつも笑顔でおつきあい、あなたの街の信用金庫
川之江信用金庫

詳しくは当金庫本・支店窓口、また、渉外係までお気軽におたずねください。
<http://www.kawano-shinkin.co.jp>

本店 | 四国中央市川之江町1706番地1 Tel. 0896-58-1301
上分支店 | 四国中央市上分町699番地の5 Tel. 0896-58-3040
三島支店 | 四国中央市中曾根町370番地1 Tel. 0896-24-1300
南支店 | 四国中央市金生町下分1089番地1 Tel. 0896-58-1303

東支店 | 四国中央市川之江町2325番地6 Tel. 0896-58-1305
西支店 | 四国中央市中曾根町2530番地1 Tel. 0896-28-1300
本部 | 四国中央市川之江町1706番地1 Tel. 0896-58-1300